

イエズス会聖三木図書館友の会規約

(目的)

第1条 この規約は、イエズス会聖三木図書館規則第5条第3項に定められたイエズス会聖三木図書館友の会（以下「友の会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 友の会会員（以下「会員」という。）は、イエズス会聖三木図書館（以下「図書館」という。）の理念である日本におけるカトリック福音宣教活動に協力し、参与する者からなる。

(会員)

第3条 会員は、図書館の理念に賛同し、図書館が定める方法により入会申込書を提出し、図書館長の承認を受けた者とする。

2 会員が資格を有する期間は入会申込日より1年間とし、図書館は会員に利用カードを発行する。会員は利用カードを紛失した時には手数料百円（税込）を納め、利用カードを再発行しなければならない。

3 会員は年会費を納める。

4 年会費は、会員種別に応じて次の通りとする。表示価格はすべて税込とする。

(1) 一般会員 3千円

(2) 上智大学神学部・神学研究科学生 2千円

(3) 中学生・高校生 1千円

(4) 小学生 5百円

(5) 賛助会員 5千円・1万円

5 会員は申込事項に変更があった時には図書館事務室にその内容を届け出る。

6 会費は図書館事務室へ直接持参、または銀行振込により納める。

7 納入された会費はいかなる理由があっても返還しない。

8 会員は図書館を利用することができる。

9 会員はいつでも自由に退会できる。

(規約の変更)

第4条 この規約は、運営諮問委員会の審議を経て、館長の承認により、変更することができる。

附則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和6年4月1日から改正、施行する。